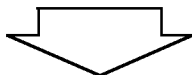


## マイホーム購入のための資金援助（贈与税）

父、母、祖父、祖母から住宅用家屋の新築、または住宅用家屋（一部の中古住宅を含む）の取得及び増改築等のための金銭（資金）贈与を受けた場合には、一定の要件に該当すれば、贈与税の負担を軽減する特例があります。

この特例を「住宅取得資金の贈与の特例」といいます。

この特例を活用しますと、マイホームの頭金の援助を受けたとしても、



550万円以下の贈与については、贈与税はかかりません。

550万円超 1,500万円以下の贈与については、贈与税の軽減措置があります。

贈与する金額	贈 与 税		
	(a) 通常の場合	(b) 特例の場合	(c) 軽減額(a)-(b)
550万円	84.5万円	0万円	84.5万円
600万円	101.5万円	5万円	96.5万円
700万円	136.5万円	15万円	121.5万円
800万円	176万円	25万円	151万円
900万円	216万円	35万円	181万円
1,000万円	260.5万円	45万円	215.5万円
1,100万円	305.5万円	55万円	250.5万円
1,200万円	355万円	65万円	290万円
1,300万円	405万円	75万円	330万円
1,400万円	455万円	90万円	365万円
1,500万円	505万円	105万円	400万円
1,600万円	555万円	126.5万円	428.5万円
1,700万円	609.5万円	153.5万円	456万円
1,800万円	664.5万円	185.5万円	479万円
1,900万円	719.5万円	220.5万円	499万円
2,000万円	774.5万円	260万円	514.5万円